

隠岐汽船接続バスの運行経路変更にかかるパブリックコメント 実施状況

松江市地域公共交通運賃協議会事務局
(松江市まちづくり部交通政策課)

1. 隠岐汽船接続バスの運行経路変更にかかるパブリックコメントの実施状況

期 間：令和8年7月14日（火）から令和8年7月27日（月）

資料公開場所：松江市ホームページ

松江市交通政策課、美保関支所

意見提出状況：0 件

道路運送法 9条4項 概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、**第一項**及び**前項**の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 **第一号**に規定する市町村の長又は**同号**に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

⇒今回開催の運賃協議会が該当

道路運送法 9条5項 概要

市町村又都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

⇒運賃協議会開催前のパブリックコメントが該当